

Ⅱ. 審判規定について

1. 試合は、「国際柔道連盟試合審判規定」(平成29年改正)および東京都高体連柔道部申し合わせ事項によって行う。

2. 優勢勝ちの判定基準

(1) 団体試合(男子・女子)

- ① 「技あり」又は「僅差」以上とする。団体戦における「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)が無い、又は同等の場合、「指導」差が2つ以上あった場合を意味する。
- ② 個人の勝ち数の多いチームを勝ちとする。
- ③ 上記②で同等の場合は、「一本」勝ちの多いチームを勝ちとする。
- ④ 上記③で同等の場合は、「技あり」勝ちの多いチームを勝ちとする。
- ⑤ 上記④で同等の場合は、代表戦を1回行う。判定基準は個人試合に準ずる。

(2) 個人試合(男子・女子)

「技あり」以上とする。規定試合時間が終了した時点で、両者にスコアが無い場合、もしくはスコアが同等である場合、「指導」の有無に関わらず、延長戦(ゴールデンスコア)によって勝敗を決する。

3. 試合場について

すべての大会において、1回戦から正規の試合場で行う。

4. 試合時間について

準決勝(順位決定戦を含む)まで3分間、決勝(決勝リーグ)のみ4分間とする。

5. 審判員ならびに審判委員(Jury)の設置について

- (1) 各試合場審判員8名、審判委員(Jury)は1回戦から設置する。
- (2) すべての大会において、準決勝(順位決定戦も含む)以降の試合で、審判員ならびに審判委員(Jury)を指名する。
- (3) 1回戦よりCAREシステムを導入し、審判委員(Jury)がコントロールする。

6. 各支部からの審判員の派遣について

4試合場開催の場合＝各支部8名、合計32名
6試合場開催の場合＝各支部12名、合計48名